

ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

2024 年 2 月 14 日

笠間市

東京電力パワーグリッド株式会社下館支社

笠間市（市長：山口 伸樹）と東京電力パワーグリッド株式会社下館支社（支社長：佐藤 博文、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結しました。

本協定は、笠間市の環境・エネルギー分野において、笠間市と東電 PG が共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換などの施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現および災害時のレジリエンス強化に資することを目的としています。

笠間市は 2021 年にゼロカーボンシティを宣言し、市域の成長と発展も含めた脱炭素社会の実現に向け、取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、笠間市と共に具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- （１）再生可能エネルギーなどの地産地消、面的利用などの推進に関すること
- （２）省エネ推進に向けた取り組みに関すること
- （３）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること
- （４）災害時のレジリエンス強化に関すること
- （５）前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取り組みの推進に関すること

笠間市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで笠間市ゼロカーボンシティ実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以 上

<別紙 1> ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙 2> ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携概要

<別紙 3> ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

笠間市役所 環境推進部 環境政策課 担当：藤枝 TEL：0296-77-1101

東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社 広報・渉外担当：飛田(ヒダ) TEL：090-4170-9930

ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定

笠間市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社下館支社（以下「乙」という。）は、甲におけるゼロカーボンシティの実現に向けた公民連携による体制の強化、持続可能な社会構築の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現および災害時のレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- (1)再生可能エネルギーなどの地産地消、面的利用などの推進に関すること
- (2)省エネ推進に向けた取り組みに関すること
- (3)電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること
- (4)災害時のレジリエンス強化に関すること
- (5)前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取り組みの推進に関すること

2.前項各号に掲げる事項の具体的な取り組みについては、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3.乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定を通じ知り得た相手方の秘密情報については、それぞれ書面または電子メール等による事前の承諾を得ずに第三者（ただし、第2条第3項に規定する乙の関係会社は除く。）に開示・漏洩してはならず、本協定の目的以外のために使用してはな

らない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2031年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了6ヵ月前までに、甲又は乙より別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定外事項の協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年2月14日

甲：茨城県笠間市中央三丁目2番1号
笠間市長



乙：茨城県筑西市下岡崎三丁目1番地13
東京電力パワーグリッド株式会社
下館支社長



ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携概要

<別紙2>



笠間市



東京電力パワーグリッド

カーボンニュートラルの推進 × レジリエンス強化、安全安心なまち × サステナブルなまち

市民の移動手段のCN化

- ✓ 自家用車、路線バスのEV化
- ✓ シェアサイクル（アシスト）の拡充
- ✓ 観光資源を活かしてカーシェアリングの導入
- ✓ 観光周遊バスのEV化・自動運転
- ✓ EV充電設備の拡充・蓄電池の導入

住宅のCN化

- ✓ 住宅用PV・蓄電池
- ✓ 住民のEV化推進

公共施設等のCN化

- ✓ 公共施設等へのPV・蓄電池設置
- ✓ 庁舎、学校、コミュニティセンター等へのPV設置
- ✓ 公用車のEV化（充電器・車両リース）
- ✓ 旧笠間庁舎敷地の有効活用（PV設置など）

避難所等の強靱化

- ✓ EVやPV・蓄電池設置による避難所等への非常時の電力確保
- ✓ デジタルサイネージによる避難場所の表示

安心して暮らせる地域づくり

- ✓ カメラ付き防犯灯による地域見守り
- ✓ スマートメーターを活用した高齢者の見守り・かけつけサービス
- ✓ IoTによる地域のセキュリティ向上
- ✓ 樹木計画伐採

営農の効率化

- ✓ 農業の電化・自動化

SRP
(solar panel recycle platform)

<別紙 3>

笠間市と東京電力パワーグリッド（株）下館支社との
ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定締結式



【左から、笠間市長 山口 伸樹 、東電 PG 下館支社長 佐藤 博文 】